

沖縄県監査委員殿

沖縄県職員措置請求書

平成 30 年 3 月 22 日

第 1 請求の要旨

沖縄県知事の翁長雄志氏は沖縄県に対し、賠償金 319,849 円（沖縄県警による道路検問の行為を違法だとした平成 28 年（ワ）第 893 号事件にて、那覇地方裁判所の平成 30 年 1 月 16 日付判決につき、控訴を断念した違法によって沖縄県が被ることになった支払金 319,849 円に係る損害）を支払え。

第 2 請求の理由

1 事実の経過

(1) 紛争の発生

平成 28 年 11 月 3 日、沖縄県 東村高江付近の道路上において検問中の沖縄県警の警察官 2 人が、折から同所を運転して通行しようとした人物に対する職務質問を実施してこれを検問した。

ところが、検問を受けたのは反基地活動家の支援者である三宅俊司弁護士であった。

(2) 提訴

平成 28 年 11 月 3 日、沖縄県警は、東村で、道路検問を実施し、高江方面に通行する車両を止め、検問していたところ、三宅弁護士が通行し、名前、住所、目的等を問い、テロリストではないか違法行為を行うのではないかを問われたが、同弁護士が原告となり、過剰警備として県を提訴。

(3) 一審判決

当該、平成 28 年（ワ）第 893 号事件を審理した那覇地方裁判所の森健裁判長は、沖縄県警が実施した検問を違法だとし、被告の沖縄県に対し、原告の三宅俊司弁護士に対し、損害賠償金 319,849 円の支払いを命じる判決を下した。

(4) 控訴断念

沖縄県警は、自らの権限で関係法令に則り行っており、判決を不当だとして控訴を求める意向を示したが、翁長知事は「原告の行言動や服装からは、犯罪行為の及ぶ具体的な蓋然性が有ったと認めることはできない」との判決を「1 審判決は重く受け止めるべき」「基地の過重な負担に対する県民の根強い不満があることなど、県民の思いも踏まえる必要がある。県警からは控訴したいとの考えが示されていたが、総合的に勘案した」として控訴を断念し、その結果、一審判決は確定し、沖縄県（沖縄県警察本部）は同

判決に基づき、本年 2 月 28 日金 319,849 円を原告に対して支払った。

2 控訴断念の不作为が沖縄県知事による違法である理由

- (1) 控訴を含む訴訟遂行の行為は裁量行為であるが、裁量の範囲を逸脱した場合は職権の乱用であって違法となりうる。
- (2) 検問での職務質問は、警察権の行使であり、その要否や程度は専門性を伴う。現場の警察官による警察権行使の当否については、特段の事情がない限り、専門家集団の意見を尊重すべきである。
- (3) 沖縄県警の一審判決は不当であって控訴すべきであるという意見を退けて控訴せず、これによって確定した一審判決に従って、損害賠償金 319,849 円を支払ったことは知事に委ねられた裁量の範囲を逸脱するものであって違法である。

3 損害

沖縄県は県知事の職権乱用による控訴断念によって確定した一審判決が命じた損害賠償金 319,849 円を支払ったが、正当に控訴しておれば一審判決が覆り、沖縄県が勝訴する高度の蓋然性が認められる。

4 結論

翁長雄志知事の違法な控訴断念によって沖縄県は 319,849 円の損害を被ったものである。故に沖縄県は、翁長雄志知事から同額の賠償を求めるべきである。

上記のとおり地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。